

障害福祉サービス・障害児通所支援の事業所向け | 事業所内研修用（ガイドライン第2版の周知研修）

意思決定支援 研修スライド

2026年度版（2026年10月作成）

この資料の使い方

- 厚生労働省「意思決定支援ガイドライン（第2版）」（令和8年9月）の周知研修（第1段階・60分）にそのまま使えます。
- 内容：定義と第2版の変更点／基本的原則／3つのプロセス／責任者・アセスメント・会議／指定基準と個別支援計画／記録項目／運営指導で見られる点
- P.11「自施設で確認すること」は研修後に管理者・サビ管・児発管で記入してください。
- P.12の確認テストは解答（P.13）を隠して配布し、P.14の参加記録欄とあわせて研修記録として保存してください。

発行：e介護With 編集部（sotte株式会社）

本資料は2026年10月時点の公開情報（厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）」（令和8年9月）、社会保障審議会障害者部会資料、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定資料）をもとに作成しています。記録の記入例は編集部作成の架空例です。

研修のねらい | 本人の意思を軸に、計画と記録を組み直す

1

第2版で変わった点を説明できる

「本人の最善の利益」の記載が削除され、「意思と選好に基づく最善の解釈」に整理。支援のプロセスは意思形成・意思表示・意思実現の3つ。

2

基本的原則で判断できる

自己決定の尊重／不合理に見える選択の尊重／意思と選好を確認できない場合は根拠を明確にして最善の解釈。

3

計画と記録に落とせる

本人の意向欄を本人の言葉・表現で書く。会議録に本人の参加方法と表明した内容、最善の解釈の根拠と協議者を残す。

対象と位置づけ

- **対象**：サビ管・児発管・相談支援専門員・管理者・支援員（全職員）
- **位置づけ**：意思決定支援は義務研修ではなく頻度の定めはない。ただし、サビ管・児発管の責務が指定基準に明記され、第2版も公表された。**2026年度中に一度、全職員へ第2版の内容を周知する研修**を行っておくと、運営指導でも説明しやすい
- **年間計画**：虐待防止研修と近い月に置くと流れがつかれる

事業所内研修の3段階

段階	内容	本資料
第1段階 (60分)	定義・原則・3つのプロセスの講義と、第1版からの変更点の共有	P.3～P.10＋ 確認テスト
第2段階 (60分)	自事業所の利用者1名を題材にした事例検討。 「本人の意思を確認したと言える根拠は何か」 「意思形成の機会を提供したか」を小グループで洗い出す	P.5～P.6・P.9
第3段階	計画の本人の意向欄と会議録を見直し、次回のモニタリングで直す実務	P.8～P.11

第2版は、事例検討を積み重ねることが重要だとし、文献学習・内部の勉強会・OJT・外部研修を組み合わせた研修計画が効果的だとしています。サビ管と相談支援専門員は、都道府県の専門コース別研修「意思決定支援コース」の受講が望ましいとされています。

意思決定支援とは | ガイドラインの定義と、2026年9月改訂（第2版）の背景

意思決定支援＝障害のある人が「自分で決める」ことを、周囲が肩代わりせずに支える取り組み。第2版は、障害者が自らの意思・選好・価値観に基づき、その意思が反映された生活を送れるよう「本人の意思決定を可能な限り支えること」と定義。迷いや修正を繰り返す過程も含む。

第1版（平成29年3月）から第2版（令和8年9月）へ

- 第1版は、支援を尽くしても意思や選好の推定が難しい場合に「最後の手段として本人の最善の利益」を検討する仕組みを含んでいた
- この部分が第2版で大きく見直され、「**本人の最善の利益**」の記載は削除。「意思と選好に基づく最善の解釈」という考え方に整理された
- 第2版案は令和8年7月10日の社会保障審議会障害者部会に示され、同年9月に公表

適用開始日や経過措置の記載はない。公表された令和8年9月以降は第2版が現行のガイドライン。

改訂の背景3つ

1	国連の障害者権利委員会が令和4年（2022年）10月の総括所見で「 本人の最善の利益 」という言葉の使用に懸念を示した
2	第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証報告書（令和7年3月）で、ガイドラインの見直しの検討が求められた
3	令和6年度報酬改定で 意思決定支援の推進が指定基準 に入った

事業所が押さえる変更点2つ

- 会議や記録で「最善の利益」という言葉を使ってきた場合、本人の意思と選好を根拠にした「最善の解釈」へ書き方を改める
- 意思形成・意思表示・意思実現の3段階で、自事業所の支援の強いところと薄いところを点検する

第1版と第2版の比較 | 何が変わったか

項目	第1版（平成29年3月）	第2版（令和8年9月）
定義	意思の確認・推定が困難な場合は、最後の手段として本人の最善の利益を検討	本人の意思・選好・価値観に基づき、迷いや修正の過程を含めて意思決定を可能な限り支える
意思が確認できない場合	「本人の最善の利益」の検討	「意思と選好に基づく最善の解釈」。最善の利益の記載は削除
支援のプロセス	—	「意思形成支援」「意思表示支援」「意思実現支援」の3つに整理
意思決定能力	—	どのような障害があっても、本人には意思決定能力があることを前提とすると明記
本人参加	意思決定支援会議は本人参加のもとで開催	「わたしのことについて話し合う場には必ずわたしが参加できるようにしてください」を信条として明示
意思決定支援責任者	選任とアセスメントが中心（相談支援専門員・サビ管の兼務可）	意思決定支援計画の作成に中心的に関わり、会議を企画・運営する役割として整理
記録	記録の作成	記録項目を整理。ICTツールの活用と、人格的尊厳に関わる情報への配慮を追記
家族・成年後見人等	関係者として位置づけ	事業者・家族・成年後見人等の連携を強調。法定代理人にしかできない行為は解釈で代替できないと明記

基本的原則 | 自己決定の尊重・不合理に見える選択の尊重・最善の解釈

第2版は、基本的原則を3つ示しています。いずれも第1版を引き継ぎつつ、表現が整理されました。

原則1

自己決定の尊重を基礎に、本人の意思・選好・価値観を反映する情報は本人が理解できる形で伝え、選択肢を広げるための体験の機会を用意する。**体験の機会は、支援者が望む方向へ導くために使ってはならない。**

原則2

他者の権利を侵害しない限り、不合理に見える選択も尊重する
失敗は試行錯誤の過程として受け止める。「他者に迷惑をかけないこと」を拡大解釈して選択を制限しない。環境や関係性への働きかけも考える。リスクは予測して軽減策を検討するが、**リスクを理由に一律に制限はしない。**

原則3

意思と選好を確認できない場合は、根拠を明確にして「**最善の解釈**」を行う
十分な支援を尽くしても確認できない場合、関係者が根拠を明確にして「意思と選好に基づく最善の解釈」を行う。**多数意見や支援者側の都合で判断を左右させない。**本人の過去の表現・生活史・日常の反応から意思を読み解く。

事例検討の問い（第2段階）「本人の意思を確認したと言える根拠は何か」「意思形成の機会（情報・体験）を提供したか」「家族が反対しているから、で表明の段階で止めていないか」。

意思形成支援・意思表示支援・意思実現支援 | 3つのプロセスを分けて考える

第2版は、支援のプロセスを3つに整理しました。個別支援計画の目標や記録の項目を組み立てる軸にもなります。順番どおりに進める必要はなく、一度で終わらせずに続けるものとされています。

意思形成支援

本人の選好と価値観に根ざした意思が形づくられるよう、説明と体験を繰り返して支える。「何を選ぶか」の前に「選べる状態をつくる」段階

意思表示支援

形成された意思を本人が表せるよう環境を整える。決断を迫らず、表情・行動・視線・絵カード・ICT機器など言葉以外の表現も読み取る

意思実現支援

表明された意思を生活に反映できるよう、社会資源も使いながら伴走する

例：グループホームの利用者が「一人暮らしをしたい」と言った場合

プロセス	事業所の支援
意思形成支援	一人暮らしの見学や体験の機会をつくる
意思表示支援	家族や相談支援専門員の前で希望を伝えられる場を用意する
意思実現支援	地域移行支援や自立生活援助につなぐ調整

3つに分けると、「**家族が反対しているから**」と**表明の段階で止めてしまう偏り**に気づける。自事業所の支援の強いところと薄いところを点検する。

意思決定支援の進め方 | 責任者の選任・アセスメント・意思決定支援会議

責任者の選任

アセスメント

意思決定支援会議

計画への反映

支援の実施と記録

モニタリング

意思決定支援責任者の選任

- 第2版は、事業者が意思決定支援責任者の役割を担う職員を選任することが必要だとしている
- 責任者は、意思決定支援計画の作成に中心に関わり、意思決定支援会議を企画・運営し、アセスメントを担う
- 相談支援専門員またはサービス管理責任者が担うことが考えられ、別に置いて分担する運用も否定されていない
- 選任したら、辞令や会議録で記録を残す

アセスメント | 意思・選好・判断能力を丁寧に把握する

- 令和6年度改定で指定基準に追加：利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、意思と選好、判断能力などを丁寧に把握しなければならない
- 生活史、家族を含む生活の全体像、人間関係、嗜好、日常の意思表示の方法を集める。本人が過去にどんな場面で何を選んできたかが、最善の解釈の根拠になる

意思決定支援会議 | 本人参加が前提

- 本人を中心に、**本人参加のもと**で開く。家族、知人、成年後見人等に加え、基幹相談支援センターの相談員など、直接サービスを提供しない第三者の参加が望ましい。ピアサポーターや意思決定サポーターの同席も考えられる
- サービス担当者会議や個別支援会議と**一体で開いても、別に開いても構わない**

本人参加で開くときの工夫3つ

1	写真・絵・短い言葉の資料を用意し、事前に本人と内容を確認する
2	本人が疲れたり不安になったりしたら中断できる時間配分にする
3	進行役が本人への問いかけを先に置き、支援者が代わりに答えない

会議録には、**本人がどう参加し、何を表明したか**を具体的に残す。

令和6年度改定の指定基準と、個別支援計画・サービス等利用計画への反映

令和6年度報酬改定で指定基準に入った規定

項目	内容
取扱方針	利用者の意思決定の支援に配慮するよう努める（努力義務）
計画作成	自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮しつつ、支援内容を検討する
アセスメント	意思決定に困難を抱える利用者の意思・選好・判断能力等を丁寧に把握する
サビ管の責務	意思決定に困難を抱える利用者への意思決定支援が適切に行われるよう努める
会議	サービス担当者会議と個別支援会議は利用者本人が参加するものとし、生活に対する意向等を改めて確認する
計画の交付	サビ管・児発管が作成した個別支援計画を相談支援事業者へ交付する（義務）

障害児通所支援と障害児入所施設にも、障害児と保護者の意思の尊重の観点から、これに準じた規定が置かれています。年齢や発達に応じて活動の選択や計画への意向の反映を工夫し、保護者の意向と区別して記録します。

個別支援計画への落とし方3点

- ① 「**本人の意向**」欄を支援者の要約ではなく本人の言葉や表現で書き、体験した選択肢や説明の方法を添える
- ② **目標**に意思表示や意思実現の支援を入れる（例：月1回、外出先を本人が写真カードで選び、出かける）
- ③ 意思が確認しにくい利用者は、**最善の解釈の根拠と協議の経過**を備考や会議録に残す

ガイドラインの「意思決定支援計画」は、意思決定を反映したサービス等利用計画・個別支援計画のこと。**別の様式を新設する必要はない**。相談支援側では、サービス等利用計画とモニタリングが起点になる。

家族の意向と本人の意思が違うとき 基本は本人の自己決定の尊重。家族の意向は重要な情報だが、本人の意思に置き換えるものではない。まず本人の意思形成（情報提供・体験）を十分に行い、リスクと軽減策を関係者で検討し、協議の経過を記録する。必要なら基幹相談支援センターなど第三者の参加を求める。

記録様式 | 残す項目と書き方の例（記入例は編集部作成の架空例）

第2版は、意思決定支援の記録として残す項目を整理しています。既存の支援記録や個別支援計画の様式に、項目を足す形で十分です。

記録項目	内容	記入例
生活の全体像・生活史	家族を含む生活環境、生活史、人間関係、嗜好	20代まで実家で母と二人暮らし。音楽番組を毎晩見る習慣。甘いものが好きで酸味は苦手
過去の経験と選択	生活史の中での経験、選択、そのときの表情・感情・行動	令和5年の旅行先選びで海の写真を繰り返し指差し、到着後は笑顔で砂浜を歩いた
日常的な意思表示の方法	言葉以外の表現、表情・行動から読み取れる意思	嫌なときは手で押し返す。好きな活動の前は玄関で靴を手にする
意思形成・表明の支援内容	提供した情報・体験・選択肢と本人の反応	日中活動2か所を各2回体験。B事業所の見学時のみ自分から作業机に座った
意思決定の判断根拠	確認できた意思、または最善の解釈とその根拠、協議した関係者	体験時の反応と母からの聞き取りを根拠に、B事業所の利用を本人の意思と解釈。相談支援専門員・基幹センター相談員と協議（会議録別紙）
支援の結果と評価	意思を反映した支援の結果、生活の変化、満足度	利用開始2か月。欠席なし。帰宅後に作業の話を母にする日が増えた

第2版は、記録の負担軽減と情報共有のため、クラウドなどのICTツールの活用を検討することが望ましいとしている。記録は、指定基準に沿って**5年間保存**。

写真や動画は本人の人格的尊厳に関わる情報。取得・共有・保存には慎重な配慮が必要。動画で記録する場合は、本人・家族への説明と同意、閲覧できる職員の範囲、保存期間を決める。

運営指導で見られる点 | 本人参加の記録・同意・会議録・研修

令和6年度改定で指定基準に規定が入ったため、運営指導でも本人参加や計画の手続きが確認されます。問われるのは「やっているか」より「記録で示せるか」。

1	個別支援会議・サービス担当者会議に 本人が参加した記録 があるか。参加できなかった場合、理由と本人の意向を別に確認した記録があるか
2	計画の本人の意向欄が本人の表現を反映しているか。計画への本人（または保護者）の 同意 があるか
3	意思が確認しにくい利用者について、 最善の解釈の根拠と協議の経過 が会議録に残っているか
4	意思決定支援責任者の選任、職員への周知、 研修の実施記録 があるか
5	相談支援事業者へ個別支援計画を 交付した記録 があるか（令和6年度改定で義務化）

意思決定支援に専用の減算はない。しかし、計画の作成手続き（アセスメント・原案・会議・同意・交付・モニタリング）が欠けると**個別支援計画未作成減算**の対象。1～2か月目は所定単位数の70%、3か月目以降は50%で算定することになる。

計画の作成日・同意日・交付日と請求月の整合は、返還の論点になりやすい。

意思決定支援は虐待防止とも表裏の関係。本人の意思を確かめずに支援者が決めることが常態化すると、不適切な支援につながる。

自施設で確認すること | 研修後に管理者・サビ管・児発管で点検

研修で学んだ内容を自事業所の体制に当てはめて確認します。□に✓を入れ、不足があれば対応期限と担当を決めてください。

	確認事項	確認日	担当
☐	意思決定支援責任者（サビ管・児発管・相談支援専門員など）を選任し、辞令や会議録で記録に残した		
☐	個別支援計画の「本人の意向」欄を、 本人の言葉・表現と意思形成の過程 で書く形に見直した		
☐	会議録に、本人の参加方法と表明した内容、最善の解釈の根拠と協議者を書く欄を加えた		
☐	マニュアル・様式の「 本人の最善の利益 」を「 意思と選好に基づく最善の解釈 」に改めた		
☐	2026年度中に第2版の周知研修（確認テスト付き）を全職員に行い、記録を残す予定が年間研修計画にある		
☐	相談支援事業者への個別支援計画の 交付記録 と、本人（保護者）同意がそろっている		
☐	本人が会議に参加できなかった場合、理由と本人の意向を別に確認した記録を残す運用がある		
☐	写真・動画で記録する場合の説明と同意、閲覧できる職員の範囲、保存期間（記録は5年間保存）を決めている		
☐	障害児通所支援では、年齢や発達に応じた活動の選択と、保護者の意向と区別した本人の意向の記録をしている		
☐	サビ管・相談支援専門員の専門コース別研修「意思決定支援コース」の受講を検討した		

対応が必要な項目・期限・担当：

確認テスト（5問） | 解答は次のページ。配布時はP.13を隠してください

氏名： _____ 実施日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 得点： _____ /5

問1 意思決定支援ガイドライン第2版（令和8年9月）で削除された記載はどれですか

- A 自己決定の尊重 B 本人の最善の利益
- C 意思決定支援会議 D 意思決定支援責任者

問2 第2版が整理した意思決定支援の3つのプロセスの組み合わせとして正しいものはどれですか

- A 意思確認・意思推定・最善の利益 B アセスメント・会議・モニタリング
- C 意思形成支援・意思表明支援・意思実現支援 D 計画・実施・評価

問3 支援者から見て不合理に思える選択を本人がした場合、基本的原則に沿った対応はどれですか

- A 本人の安全のため一律に制限する
- B 他者の権利を侵害しない限り尊重し、リスクの予測と軽減策を検討する
- C 家族の意見で決める D 多数決で決める

問4 令和6年度報酬改定で指定基準に規定された内容として正しいものはどれですか

- A 意思決定支援研修を年1回以上実施する義務 B 意思決定支援未実施減算の新設
- C サービス担当者会議・個別支援会議に本人が参加することを原則とする
- D 意思決定支援責任者を人員基準に追加

問5 意思決定支援の記録として、ガイドラインが残すべきとしている項目に含まれないものはどれですか

- A 生活史や嗜好など生活の全体像 B 日常的な意思表示の方法と表情・行動から読み取れる意思
- C 意思決定の判断根拠と支援の結果 D 職員の勤務シフト

解答と解説

問	正答	解説
問1	B	国連障害者権利委員会の総括所見（令和4年10月）で「本人の最善の利益」という言葉の使用に懸念が示されました。これを踏まえて第2版では削除され、「意思と選好に基づく最善の解釈」に整理されています。A・C・Dは第2版でも引き続き位置づけられています。
問2	C	選べる状態をつくる意思形成支援、表明できる環境を整える意思表示支援、実現に向けて伴走する意思実現支援の3つです。Bは進め方の手順、Dは一般的なPDCAです。
問3	B	原則2では、他者の権利を侵害しない限り不合理に見える選択も尊重します。リスクは予測して軽減策を考えますが、一律の制限はしません。C・Dは、多数意見や支援者側の都合で判断しないという原則3の留意点に反します。
問4	C	サービス担当者会議と個別支援会議は本人が参加するものとされ、生活に対する意向等を改めて確認します。Aの研修義務とBの専用減算はありません。Dの責任者はガイドラインで選任が求められるもので、人員基準ではありません。
問5	D	A・B・Cはいずれもガイドラインが示す記録項目です。勤務シフトは意思決定支援の記録ではありません。なお、写真や動画は人格的尊厳に関わる情報でもあるため、取得・共有・保存に慎重な配慮が必要です。

振り返り 自事業所の利用者1名を思い浮かべ、「本人の意思を確認したと言える根拠は何か」を1行で書いて提出してください。第2段階（事例検討）の題材になります。

参加記録欄 | 研修記録として保存（実施日・内容・参加者）

研修名	意思決定支援研修（ガイドライン第2版の周知：定義・変更点・原則・3つのプロセス・会議・計画と記録） ☐ 第1段階（講義） ☐ 第2段階（事例検討） ☐ 新規採用時		
実施日時	年 月 日（ ） : ~ :	講師	
会場・形式	☐ 集合研修 ☐ オンライン ☐ 動画視聴（個別）	管理者確認	署名：

No.	氏名（署名）	職種	No.	氏名（署名）	職種
1			12		
2			13		
3			14		
4			15		
5			16		
6			17		
7			18		
8			19		
9			20		
10			21		
11			22		

欠席者のフォロー（資料配布・動画視聴・確認テスト提出の日付）：_____

出典（一次情報）

本資料は、e介護With「意思決定支援とは | ガイドライン第2版の原則と個別支援計画・記録への反映」（2026年10月）の要点をスライド化したものです。本文で参照した一次情報は次のとおりです（2026年10月時点）。

- 厚生労働省：障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）（令和8年9月）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001749795.pdf>
- 厚生労働省：意思決定支援ガイドライン（第2版）案について（社会保障審議会障害者部会 第157回 資料3・令和8年7月10日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001720550.pdf>
- 厚生労働省 令和7年度障害者総合福祉推進事業：障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究 報告書（令和8年3月）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001713782.pdf>
- 厚生労働省：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（意思決定支援の推進・本人参加の原則）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001216034.pdf>
- 厚生労働省：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
<https://www.mhlw.go.jp/content/001216035.pdf>
- WAM NET：意思決定支援ガイドライン第2版案に関する障害者部会の審議（2026年8月）
https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/watch/20260828_008.html

発行：e介護With 編集部（sotte株式会社） 作成：2026年10月 ※本資料の無断転載・改変はご遠慮ください。事業所内研修での投影・配布は自由です。ガイドライン・指定基準の改正があった場合は、e介護Withの記事ページで最新版を配布します。